福祉系高校修学資金 貸付制度の手引き

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会

書類の提出先

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 福祉人材確保・定着推進部 千葉県福祉人材センター 人材確保貸付担当 〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見2-3-1 塚本大千葉ビル5F TEL.043-216-3085 FAX.043-216-3336

目 次

1	福祉系高校修学資金について	3
	(1) 目的	
	(2) 実施主体	
	(3) 貸付対象者	
	(4)貸付期間	
	(5)貸付金額	
	(6)貸付利子	
	(7) 資金の交付	
	(8) 貸付契約の解除及び貸付けの休止	
	(9) 返還免除	
	(10) 返還	
	(11) 福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業への移行	
	(12) 福祉系高校卒業後、進学した場合	
	(13) 返還猶予	
	(14) 貸付の申請と必要書類	
	(15)届出義務	
2	貸付条件等について	7
	(1) 申請者の要件	
	(2)他の資金との併用について	
	(3) 連帯保証人	
	(4) 申請手続き	
	(5) 貸付申請書記入上の注意	
3	貸付申請から資金交付までの流れ	1 0
4	在学中の手続き	1 1
5	福祉系高校を卒業後の手続き	1 2
6	福祉系高校を卒業後に貸付金を返還することになった場合の手続き	1 4
7	よくある質問	1 5
8	様式一覧(修学資金)	1 8

9	福祉系高校修学資金返還充当資	金貸付制度について	•••••	1 9
	(1) 貸付対象者			
	(2) 手続き			
	(3)貸付方法			
	(4)届出義務			
	(5) その他			
1 0	様式一覧(返還充当資金)			2 0

修学資金の貸付については、千葉県社会福祉協議会福祉系高校修学資金貸付規程、千葉県社会福祉協議会福祉系高校修学資金貸付運営要領に基づき実施されます。

1 福祉系高校修学資金について

(1)目的

今後、必要となる介護人材等を着実に確保していくため、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号。以下「法」という。)第40条第2項第4号の規定に基づき、学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したもの(以下「福祉系高校」という。)に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し、修学資金の貸付けを実施し、若者の介護分野への参入促進、地域の介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的としています。

(2) 実施主体

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会(以下「県社協」という)

(3)貸付対象者

福祉系高校に在学している方で、卒業後、千葉県内において介護や福祉等の仕事に 就く予定の方です。

千葉県内の福祉系高校は、千葉県立松戸向陽高等学校です。

(4)貸付期間

貸付期間は、福祉系高校に在学する期間です。

(5)貸付金額

下記の金額を上限とします。

- ① 修学準備金(入学時の貸付けに限る) 30,000円以内 介護実習の際に必要な実習着等、福祉系高校特有の修学するに当たって必要な準 備経費(※授業料、入学金は対象外)
- ② 介護実習費 一年度当たり30,00円以内 介護実習を行う際に必要な交通費、保険料、教材費等
- ③ 国家試験受験対策費用 一年度当たり40,000円以内 福祉系高校が通常の教育課程とは別に実施する又は民間機関等が実施する介護 福祉士の国家試験受験対策講座の受講費、模擬試験の受験料又は参考図書等の購 入費用等の経費
- ④ 就職準備金(卒業時の貸付けに限る) 200,00円以内 福祉系高校を卒業後、就職する際に必要な経費

(6)貸付利子

貸付利子は無利子です。

(7) 資金の交付

①交付は年1回(当該年度分を交付)

- ②修学準備金は、第1回送金時に当該年度分の介護実習費、国家試験受験対策費用と 併せて交付します。
- ③就職準備金は、福祉系高校の卒業見込みを確認し、卒業月に交付します。
- ④2年目以降の介護実習費、国家試験受験対策費用の交付は年次の5月になります。

(8) 貸付契約の解除及び貸付けの休止

- ① 借受人が資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められる次の各号 に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、その契約を解除します。
 - ア 退学したとき
 - イ 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき
 - ウ 学業成績が著しく不良になったと認められるとき
 - エ 死亡したとき
 - オ その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき
- ② 借受人が修学資金の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除します。
- ③ 借受人が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分が 年度の全期間に及ぶ場合は当該年度分の修学資金の貸付けを行いません。

(9) 返還免除

次のいずれかに該当する方が対象です。

- ① 福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、千葉県内に おいて、介護職員等として3年間引き続き従事したとき。
 - ※3年間従事の考え方(パート・アルバイト等)

在職期間が通算 1,095 日以上であり、かつ、業務に従事した日数が 540 日以上と します。

※同時に2つ以上の雇用先にて業務に従事した場合であっても、期間は重複計上されないため、通算しません。

※「介護職員等」とは

居宅サービス等(介護保険法(平成9年法律第123号)第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。)を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業(同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう。以下同じ。)若しくは第一号事業所(同号ロに規定する第一号訪問事業をいう。以下同じ。)を実施する事業所において、介護職員その他主たる業務が介護等(法第2条第2項に規定する介護等をいう。以下同じ。)の業務である者をいいます。

具体的には、以下の種別のサービスを実施する施設・事業所等で、介護職員その他 主たる業務が介護等の業務である方をいいます。相談業務、施設長業務は含まれませ ん。また、障害福祉サービスの事業所は含まれません。

サービス種別		
(介護予防) 訪問介護	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	
(介護予防)訪問入浴介護	地域密着型通所介護	
(介護予防)通所介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	
(介護予防) 通所リハビリテーション	地域密着型介護老人福祉施設	
(介護予防) 短期入所生活介護	複合型サービス (看護小規模多機能型	
	居宅介護)	
(介護予防) 短期入所療養介護	介護老人福祉施設	
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	介護老人保健施設	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護療養型医療施設	
夜間対応型訪問介護	第一号訪問事業	
(介護予防) 認知症対応型通所介護	第一号通所事業	
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護		

② 返還免除対象期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため介護職員等の業務に継続して従事することができなくなったとき。

(10) 返還

次のいずれかに該当する場合、全額返還となります。

- ① 貸付契約が解除されたとき
- ② 福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士として登録しなかったとき
- ③ 福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行ったが、県内 において介護職員等の業務に従事しなかったとき
- ④ 県内において介護職員等の業務に従事する意思がなくなったとき
- ⑤ 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなく なったとき

返還方法 月賦(月額30,000円)、半年賦、年賦の均等払い(一括払も可) 延滞利子 返還期間内に返還されない場合は、延滞元金に対し年3%の延滞利子 を徴収します。

(11)福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業への移行

福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行ったが、介護職員等の業務に従事せず、福祉系高校修学資金返還充当資金の返還免除対象業務に従事した場合は、福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業により、福祉系高校修学資金の返還に充てるための資金(以下「返還充当資金」という。)を貸し付け、返還に充てることにより、福祉系高校修学資金貸付事業から福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事

業へ支援を移行します。

(詳細は「9 福祉系高校修学資金返還充当資金について」をご覧ください。)

(12) 福祉系高校卒業後、進学した場合

福祉系高校を卒業後、大学、専門学校等(以下「大学等」という。)に進学した場合は、介護福祉士の登録の有無に限らず、大学等を卒業するまでの間、「(9)返還免除」、「(10)返還」に係る手続きを猶予することとし、大学等を卒業後に「(9)返還免除①」、「(10)返還②③」「(11)福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業への移行」における「福祉系高校を卒業した日」を「大学等を卒業した日」に読み替えます。

大学等の入学時に、業務従事届(第7号様式)、返還猶予申請書(第8号様式)、進学 先の在学証明書等を県社協へ届け出てください。大学等在学中は、毎年4月に業務従 事届(第7号様式)と進学先の在学証明書等を県社協へ届け出てください。

(13) 返還猶予

返還免除に該当するまでの期間、次に該当する場合には返還猶予が可能です。

①福祉系高校等を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、県内で介護 職員等の業務に従事しているとき

※県内で介護職員等の業務に従事した後に、本人の意思によらず人事異動等により 県外等へ配属となった場合には、それらの事業所も含みます。

- ②災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき
 - ※求職活動をしている場合や、妊娠・出産に伴い産前・育児休暇を取得した場合は、やむを得ない事由として、一定期間の返還猶予ができます。

ただし、求職活動による猶予は最大1年間とします。

- ③貸付契約を解除された後も引き続き貸付を受けた福祉系高校に在学しているとき
- ④次年度の国家試験に合格する意思があると認められるとき(福祉系高校卒業年次の翌々年度まで)

※国家試験に不合格の場合であって、次年度の国家試験を受験し、合格する意思がある場合、申請により福祉系高校卒業年次の翌々年度までに限り、返還を猶予することができます。

※大学等へ進学した場合であっても、福祉系高校卒業年次の翌々年度まで限り となります。

(14)貸付の申請と必要書類

在学中の福祉系高校に申請書と下記必要書類を揃えて申請ください。

※下記書類のほか、福祉系高校が作成した「推薦状(第2号様式)」も併せてご提出ください。

	申請者並びに連帯保証人が提出する書類	申請者本人	連帯保証人
1	福祉系高校修学資金貸付申請書(第1号様式)	0	0
2	住民票(※世帯全員分が記載されたもので発行から3か月以内のもの。連帯保証人と同一世帯の場合は1通で可)	0	0
3	個人情報の取り扱いについて	0	0
4	誓約書(県外に住所のある申請者のみ提出)	0	
5	顔写真付き身分証明書の写し (パスポート、学生証、マイナンバーカード等)	0	0
6	直近の所得金額を証する書類 (確定申告書の第一表・第二表の写し(税務署印のある もの)、源泉徴収票の写し等)		0
7	在留カードの写し 表・裏(日本国籍を有していない方 のみ提出)	0	0

(15) 届出義務

- ① 借受人は、次に掲げる事情が生じた場合には、その旨を直ちに会長に届け出てください。
 - ア 借受人又は連帯保証人の住所・氏名・勤務先その他の重要な事項に変更があったとき(住所・氏名・勤務先等変更届)(第3号様式)
 - イ 借受人が休学し、復学し、転学し、又は退学したとき (休学等届)(第5号様式)
 - ウ 借受人が停学又は退学の懲戒処分を受けたとき (休学等届) (第5号様式)、 (返還届) (第9号様式)
 - エ 借受人が留年したとき (休学等届) (第5号様式)
 - オ 修学資金の借受けを辞退するとき (休学等届) (第5号様式)
- ② 借受人が、県内において介護の業務に従事したときは業務従事届(第7号様式)により、業務従事先を変更したときは住所・氏名・勤務先等変更届(第3号様式)を添えて直ちに会長に届け出てください。
- ③ 借受人は、卒業後、毎年3月31日現在の就労状況等について4月に会長に届け出てください。(業務従事届)(第7号様式)
- ④ 借受人が死亡したときは、その親族又は連帯保証人は、事実を証明する書面を 添えてその旨を直ちに会長に届け出てください。(借受人死亡届)(第6号様式)

2 貸付条件等について

(1) 申請者の要件

次の要件をすべて満たしている方が対象です。

- ① 福祉系高校に在学している方
- ② 福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、千葉県内において、介護職員等として3年間引き続き従事する意思のある方。(大学等へ進学した場合は猶予あり)
- ※申請には親権者又は後見人の同意が必要です。

(2) 他の資金との併用について

他の都道府県による福祉系高校修学資金を利用している場合、また、使途(入学金を除く入学に必要な費用、実習費、受験対策にかかる費用、就職の準備に必要な費用)が重複する公的な貸付事業を利用している場合については、併用が出来ません。

(3) 連帯保証人

- ①連帯保証人は法定代理人(親権者または後見人)とします。
- ②連帯保証人には借受人と連帯して債務を保証していただくこととなります。
- ③法定代理人が無収入や生活保護受給者など保証能力がない場合は、保証能力のある別の個人を合わせて連帯保証人としてください。
- ④連帯保証人には、借受人が返還免除または返還完了となるまでの間、状況に応じ た通知が送付されます。
- ⑤万一、借受人の返還が滞った場合には連帯保証人として債務を負担していただきます。

保証能力のある個人とは、次の要件をすべて満たしている方とします。

- ア 日本国内に居住する成年の方
- イ 申請日において75歳以下の方
- ウ 年収1,500,000円以上有する方 ※個人事業主や年金受給者等の方は確定申告書等の所得金額にて判断
- エ 無収入の方や生活保護受給者等保証能力のない方以外の方
- オ 日本国籍を有する方又は永住者の在留資格を有する方 若しくは特別永住者等の方
- カ 千葉県社会福祉協議会が実施する介護福祉士修学資金、社会福祉士修学資金、実務者研修受講資金、離職した介護人材の再就職準備金、生活福祉資金等の貸付における借受人及び保証人になっていない方。
- ※連帯保証人は、貸付決定後に退学・卒業・退職などにより借受人との関係が変化したり、関係がなくなったとしても、連帯保証人としての責務を負うこととなりますので、ご留意ください。

(4) 申請手続き

① <u>令和4年度の申請期間は、令和4年5月1日~6月30日です</u> (県社協必着)

申請時期を過ぎた申請は受付不可とします。

② 貸付申請書は入学又は在学する福祉系高校より入手又は県社協福祉人材センターホームページからダウンロードしてください。

http://www.chibakenshakyo.net/

③ 貸付申請書を記入の上、必要書類を添付して、在学する福祉系高校に提出してください。個人から直接県社協に申し込むことはできません。

(5)貸付申請書記入上の注意

- ① 訂正がある場合には、修正テープや修正液を使用せずに、訂正箇所を二重線で引いて、訂正印を押印してください。
- ② 消せるボールペンで記入しないでください。
- ※申請書に記入漏れや書類の不備がある場合には、貸付けの可否を判断することができませんので、必ずすべての書類を揃え、かつ、すべての項目を御記入ください。記入漏れがある場合や必要書類の添付漏れがある場合は、申請書を受理できませんので、ご注意ください。

3 貸付申請から資金交付までの流れ

貸付申請・申請書類を、福祉系高校を経由して県社協に提出してください。



審査及び貸付決定

- (1) 県社協が貸付の可否を決定します。
- (2)貸付の可否を福祉系高校を経由して申請者に通知します。
 - ·貸付決定(不承認)通知書



以下は貸付決定の場合

契 約

- (1) 福祉系高校宛に貸付決定者の借用書を送付します。
- (2) 福祉系高校は、貸付決定者の以下の書類を取りまとめて県社協に提出してください。
 - ① 借用証書(第4号様式) ※借受人が未成年(18歳未満)の場合、借受人欄の押印は 実印でなくて結構です。(その場合、印鑑登録証明書は不要です)
 - ② 印鑑登録証明書(借受人、連帯保証人、法定代理人)
 - ③ 通帳の写し(借受人本人口座)



資金の交付

- ・借用書に記載された借受人本人の口座に修学資金を送金(分割交付) します。
 - ※借受人本人名義の口座に限ります。

4 在学中の手続き

休学、停学、留年 または復学する時

> ・借受人が福祉系高校を休学・停学、若しくは、留年となったとき、又は借受人が復学した時は休学等届(第5号様式)および返還届 (第9号様式)を福祉系高校を通じて、県社協に提出してください。



退学を含めて貸付

を辞退する時

- (1) 福祉系高校を退学した時、修学資金の借受けを辞退したいときは、休 学等届(第5号様式)及び返還届(第9号様式)を福祉系高校を通じて、 県社協に提出してください。
- (2) 県社協は返還決定通知を借受人に送付。借受人は返還計画どおりに返還金を納付してください。
- (3)返還金を完済した際には、県社協は借受人に借用証書と印鑑登録証明書を返却します。

5 福祉系高校を卒業後の手続き

福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、千葉県内において、 介護職員等として従事した場合には返還の猶予ができます。

更には、千葉県内において介護職員等として3年間引き続き従事した場合には、貸付 した修学資金の返還を免除することができます。

返還猶予申請

- (1) 福祉系高校卒業後、介護職員等の業務に従事した場合、
 - 以下の書類を県社協に提出してください。
 - ①返還猶予申請書(第8号様式)
 - (免除に至るまでの3年間の猶予を最初に申請します)
 - ②業務従事届(第7号様式)
 - ③介護福祉士の登録証の写し
- ※介護職員等の業務以外の福祉分野へ就職した方は「9 福祉系高校修学資金 返還充当資金」をご覧ください。



返還猶予決定

・県社協は返還猶予の可否を決定し、借受人に通知します。



業務に従事

返還猶予期間中は、毎年4月に業務従事届(第7号様式)を県社協に提出して ください。

※パート・アルバイトとして勤務した方は、従事日数内訳証明書(裏面)の記入が必要です。(免除には在職期間が通算 1,095 日以上の在職期間と 540 日以上の業務従事日数が必要です。)



転職した場合

返還猶予期間中に他の事業所の介護職員等の業務に移られた場合などには、 住所・氏名・勤務先等変更届(第3号様式)及び転職前と転職後の勤務先の 業務従事届(現況報告書・業務従事期間証明書)(第7号様式)を速やかに 県社協に提出してください。

- ※介護職員等の業務以外の福祉分野へ転職した方は「9 福祉系高校修学資金 返還充当資金」をご覧ください。
- ※福祉分野以外の他産業へ転職した方は、返還となります。
- ※千葉県外へ転職した方は、返還となります。



返還免除申請

- ・3年間引き続き千葉県内において介護職員等の業務に従事した場合は、 返還免除に係る書類を県社協に提出してください。
 - ①修学資金返還免除申請書(第10号様式)
 - ②業務従事届(現況報告書·業務従事期間証明書)(第7号様式)



返還免除決定

・県社協から返還免除の可否を借受人に通知します。返還免除の場合は、借用証書及び印鑑登録証明書を借受人等に返還します。

※大学等へ進学した場合、業務従事届(第7号様式)、返還猶予申請書(第8号様式)、 進学先の在学証明書等を提出してください。大学在学中は返還を猶予することができま す。大学等卒業後の猶予の手続きについては上に準じます。

6 福祉系高校を卒業後に貸付金を返還することになった場合の手続き

- ・福祉系高校を卒業後1年以内に、千葉県内で介護職員等の業務に従事しない場合
- ・千葉県内の介護職員等の業務から他県へ転出または福祉分野以外の他産業に転職した場合

県社協へ問合せ

返還に該当すると思われる場合は、県社協に連絡してください。



返還に該当



返還決定

- (1) 借受人は県社協に返還届(第9号様式)を提出してください。
- (2) 県社協は返還決定通知を借受人に送付します。 借受人は返還計画どおりに返還金を納付してください。
- (3) 返還金を完済した際には、借受人に借用証書と印鑑登録証明書を返却します。

※大学等への進学による猶予を受けた場合、その在学中は返還手続きを猶予することができます。大学等卒業後の返還手続きについては上に準じます。

7 よくある質問

- 1 貸付申請について
- (1)申請方法
 - Q1 修学資金はどうしたら借りられますか?また、福祉系高校はどのよう に探しますか?
 - A 福祉系高校入学後、在学している福祉系高校を通じて千葉県社会福祉協議会 にお申し込みください。千葉県内の福祉系高校は、千葉県立松戸向陽高等学校 です。個人から直接の申請はできません。
 - Q2 福祉系高校の入学前に修学資金を借りたいのですが、可能ですか?
 - A 福祉系高校入学前には修学資金を申し込むことはできません。
- Q3 対象者について、世帯の収入要件はありますか?
- A ありません。その他、収入に関連することとして、連帯保証人の条件を年収15 0万円以上としております。(個人事業主や年金受給者等は所得金額150万円以 上)
 - (2) 貸付額について
 - Q1 貸付金額には上限がありますが、上限額で申し込むということですか?
 - A 申請金額について、県社協が金額を指示することはできません。修学資金は 給付でなく貸付であることを踏まえ、連帯保証人やご家族と相談の上、必要額 をお申し込みください。ただし、あとから増額することはできません。必要額 が分からない場合は、必要と見込まれる額を申請し、適切に使用してくださ い。なお、申請時は必要ありませんが、実際に貸付金を使用した際は、レシー トや領収書をお手元に保管ください。

- Q2 2年生で申し込む場合でも、修学準備金の申請はできますか?
- A 過年度分を借りることはできません。修学準備金は入学した年度のみ対象と なりますので、2年生で申請する方は修学準備金の申請はできません。
- (3)貸付金の送金について
 - Q 貸付決定になった場合に貸付金はどのような形で送金されますか?
- A 初年度は初年度分を9月以降、指定の口座に送金する予定です。次年度以降は 5月に当該年度分を送金予定としています。また、修学準備金は第1回送金時 に当該年度分の介護実習費、国家試験受験対策費用と併せて交付します。就職 準備金は福祉系高校の卒業見込みを確認してから卒業月に送金となります。
- (4) 返還について
 - Q1 福祉系高校卒業後に3年間介護職員等の業務に従事すれば、返済しなくて もよいと思いますが、どのような場合に返還となるのですか?
 - A 返還となる場合については、1(10)「返還」をご覧ください。
 - Q2 返還決定した後に計画とおりに返済しなかった場合は、どのようになりますか?
- A 返還期限を過ぎると、残元金に対して3%の延滞利子が発生します。
- (5) 福祉系高校卒業後の手続きについて
- Q1 国家試験に合格しましたが、卒業後に資格の登録をしなかった場合はどうなりますか?
- A 資格の登録手続きをせずに、働いていた場合は返還猶予期間に算入できません。 また、合格後1年以上登録が無い場合は返還対象となります。

- Q2 国家試験に不合格だった場合はどうなりますか?
- A 国家試験に不合格の場合であって、次年度の国家試験を受験し、合格する意思がある場合、申請により福祉系高校卒業年次の翌々年度までに限り、返還を猶予することができます。※大学等へ進学した場合であっても、福祉系高校卒業年次の翌々年度まで限りとなります。
- Q3 業務従事届は毎年提出する必要がありますか?
- A 業務従事届は就職した月と、その後、借り受けた修学資金に係る債務が消滅する まで毎年4月に提出してください。 毎年提出がない場合には、貸付金を返還していただく場合があります。
- Q4 介護職員等の業務に従事しましたが、半年後に退職してしまいました。何か手続きは必要ですか?
- A 次の仕事が決まっている場合には、県社協に住所・氏名・勤務先等変更届(第3号様式)及び転職前と転職後の勤務先の業務従事届(第7号様式)を提出してください。

次の仕事が未定で就職活動をする場合には返還猶予申請書(第8号様式)及び 退職前の勤務先の業務従事届(第7号様式)により返還猶予申請をしてください。 なお、介護職員等の業務に就く意思がない場合には貸付金は返還となります。

- Q5 介護職員等の業務に2年間従事したあと退職してしまった場合はどうなりますか?
- A 退職後、免除対象業務以外へ転職した場合は全額返還となります。ただ、退職後 も免除対象業務へ転職する場合には、Q5のとおり県社協に届け出れば猶予が可 能です。
- Q6 転職の際、再就職までに時間がかかってしまった場合はどうなりますか?
- A 1ヶ月以上期間が開いた場合は、免除到達までの期間もその分(1ヶ月間)伸びることとなります。なお、就職活動による猶予は最大1年間とし、1年間で再就職できなかった場合は全額返還となります。

- Q7 大学進学した場合、大学在学中にアルバイトで介護の仕事をした際は、免除期間に算入できますか?
- A できません。免除期間は、大学を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を 行い、千葉県内で介護職員等として従事した日から数えることとなります。
- Q8 夜間の専門学校へ進学した場合、昼間介護の仕事をした際は、免除期間に算 入できますか?
- A できません。免除期間は、専門学校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、千葉県内で介護職員等として従事した日から数えることとなります。
- Q9 3年生から貸付を受けた場合でも、従事期間は3年間必要ですか?
- A 貸付を受けた期間に関わらず、免除には3年間の従事が必要です。

8 様式一覧(修学資金)

様式番号	様 式 名
Att 4 17 124 12	福祉系高校修学資金貸付申請書
第1号様式	(別紙) 誓約書
第2号様式	推薦状
第3号様式	住所・氏名・勤務先等変更届
第4号様式	福祉系高校修学資金借用証書
第5号様式	休学等届
第6号様式	借受人死亡届
第7号様式	業務従事届(現況報告書・業務従事期間証明書)
第8号様式	福祉系高校修学資金返還猶予申請書
第9号様式	福祉系高校修学資金返還届
第10号様式	福祉系高校修学資金返還免除申請書
第11号様式	振込口座変更申請書

9 福祉系高校修学資金返還充当資金貸付制度について

(1) 貸付対象者

福祉系高校修学資金の借受人であって、福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、県内で次の返還充当資金の返還免除対象業務に従事した方。

※返還充当資金の返還免除対象業務

昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務から福祉系高校修学資金の返済免除対象業務の範囲を除いた業務。

具体的には次の業務。

- ・介護分野の事業所における相談業務や施設長の業務
- ・介護分野以外の福祉分野(障害福祉分野、児童福祉分野等)の事業所に おける介護業務(直接支援)や相談業務、施設長の業務

(2) 手続き

返還充当資金の返還免除対象業務へ就職・転職となった際、住所・氏名・勤務先等 変更届(第3号様式)、業務従事届(第7号様式)を県社協へご提出ください。

業務従事届等により、借受人が返還充当資金の対象に該当することが判明した場合は、返還充当資金の貸付けに移行します。<u>ただし、移行は一人一回限りとし、移行</u>後、再度福祉系高校修学資金への移行はできません。

(3)貸付方法

貸付対象者に実際に貸し付けるのではなく、県社協内の会計処理で返還充当資金の金額を福祉系高校修学資金のサービス区分の勘定科目へ付け替えを行い、その旨を借受人・連帯保証人に通知することで行います。

返還充当資金の借用証書については、福祉系高校修学資金の借用証書を、返還充当 資金の借用証書として取り扱うこととなります。

(4) 届出義務

返還充当資金の借受人となった場合、その後の届出については返還充当資金の届出 様式をご使用ください。

(5) その他

本貸付については、千葉県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付規程、千葉県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付運営要領に基づき実施されます。

10 様式一覧(返還充当資金)

様式番号	様式名
第36号様式	福祉系高校修学資金返還充当資金住所·氏名·勤務先等 変更届
第37号様式	福祉系高校修学資金返還充当資金辞退届
第38号様式	福祉系高校修学資金返還充当資金借受人死亡届
第39号様式	福祉系高校修学資金返還充当資金業務従事届(現況報告書·業務従事期間証明書)
第40号様式	福祉系高校修学資金返還充当資金返還猶予申請書
第41号様式	福祉系高校修学資金返還充当資金返還届
第42号様式	福祉系高校修学資金返還充当資金返還免除申請書